総合事業指定事業所 管理者 様 地域包括支援センター 管理者 様 居宅介護支援事業所 管理者 様

尾 道 市 長 (高齢者福祉課)

令和6年度尾道市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について(通知)

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価や 基準等が改正されるのに伴い、本市においても次のとおり改正します。

つきましては、内容をご確認いただきますよう、お願いいたします。

- 1 基本報酬単価の変更 別紙資料をご確認ください。
- 2 加算の変更 別紙資料をご確認ください。 ※加算の算定要件等は、国の基準に準じます。
- 3 基準等の改定事項 別紙資料をご確認ください。
- 4 加算に係る届出について

算定要件を確認のうえ、加算の算定を変更する場合や新たに算定する場合は、必要書類を添付して提出してください。

※令和6年4月分から算定する場合の提出期限は、**令和6年4月15日(月)**とします。 (5月分以降は、算定月の前月15日までに提出)

- 5 その他
  - ・サービスコード表は尾道市のホームページに掲載します。 マスタは国保連で確認でき次第掲載しますが、現在のところ4月中旬になる見込みです。
  - ・届出の様式、国の通知・資料は、尾道市のホームページに順次、掲載していきます。 (現時点ではすべてを更新掲載していません。また、ホームページ更新時は、該当のページが 一時的に閲覧できない状況になることがあります。)

【掲載場所】トップページ > 組織で探す > 福祉保健部 > 高齢者福祉課 【URL】 <a href="https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/">https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/</a> の 総合事業 内に掲載します。 特に、介護予防・日常生活支援総合事業総合事業(事業所の方へ) 等 をご確認ください。

【問合せ先】

尾道市 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話 0848-38-9137